

魚沼市ガス簡易内管施工登録店 新規申請のご案内

【申請書類】

| 申請時に持参いただくもの | 法人 | 個人 | 備考 |
|--------------------------|----|----|-----------------------|
| ガス簡易内管施工登録店登録申請書（様式第1号） | ○ | ○ | |
| 所有する設備及び器材に関する調書 | ○ | ○ | 任意様式可 |
| 誓約書（様式第2号） | ○ | ○ | |
| 定款又は寄附行為 | ○ | — | 余白に代表者の原本証明を記載してください。 |
| 登記事項証明書又は登記簿謄本 | ○ | — | |
| 住民票 | — | ○ | |
| ガス簡易内管施工士選任・解任届出書（様式第6号） | ○ | ○ | |
| 簡易内管施工士の免状（写し） | ○ | ○ | |

【申請手数料】

10,000 円

【有効期間】

登録を受けた日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日まで

【登録の基準】

- ①簡易内管工事の施工に必要な工具、車両、機械器具等を所有する者であること。
- ②次のいずれにも該当しない者であること。
 - ・精神の機能の障害により工事の施工に必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・個人事業者にあつては代表者、法人の代表者、役員又は法人がガス事業法に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者又は取消原因がある状態において自ら営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消されてから2年を経過しない者
 - ・その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- ③常勤の役員、常傭の従業員又は代表者のうち1人以上が、簡易内管施工士の資格を保有していること。

【申請及びお問合せ先】

魚沼市ガス水道局業務課営業係

〒946-0011 新潟県魚沼市小出島 788 番地

TEL 025-792-1118

FAX 025-792-1119

メール gyomu@city.uonuma.lg.jp